

カナダ
意匠法

2001年 c. 34 により改正

目次

略称

第1条 略称

解釈

第2条 定義

第I部 意匠

登録

第3条 登録簿

第4条 意匠登録出願

第5条 登録前の審査

第5.1条 保護に対する制限

第6条 意匠の登録

第7条 登録証

第8条 [削除, 1993, c. 15, s. 16]

排他権

第9条 排他権

第10条 権利の存続期間

第11条 ライセンスを受けない意匠の実施

意匠の所有権

第12条 最初の所有者

譲渡

第13条 意匠の譲渡可能性

第14条 [削除, 1993, c. 15, s. 20]

侵害訴訟

第15条 所有者又は実施権者による訴訟

第15.1条 裁判所の救済供与権

第15.2条 競合裁判管轄権

第16条 [削除, 1993, c. 44, s. 167]

第17条 抗弁

第18条 出訴期限

第 II 部 通則

第 19 条 [廃止, 2001, c. 34, s. 52]

誤記

第 20 条 訂正

閲覧

第 21 条 登録簿の閲覧

更正及び変更に関する手続

第 22 条 連邦裁判所は記入を更正することができる

第 23 条 意匠変更の申請

第 24 条 登録簿の更正

規則

第 25 条 規則

第 26 条-第 28 条 [削除, 1993, c. 15, s. 23]

優先権

第 29 条 外国出願

経過規定

第 29.1 条 権利の更新

経過規定

第 30 条 先願

略称

第1条 略称

本法律は「意匠法」と称することができる。

解釈

第2条 定義

本法律において、

「物品」とは、手、道具又は機械によって作られた何らかのものをいう。

「意匠」又は「工業意匠」とは、完成品における形状、輪郭、模様若しくは装飾の特徴及びそれら特徴の組合せであつて、視覚に訴え、かつ、視覚によってのみ判断されるものをいう。

「キット」とは、完成品を作るために組み立てることができる完全な又は実質的に完全な数の部品をいう。

「大臣」とは、本法律の適用上、総督により閣僚として指名された、カナダ枢密院顧問官をいう。

「所定の」とは、規則に規定されたという意味であり、手数料については、規則により規定された方法で決定されたものを含む。

「組物」とは、同一の包括的特性を備え、通常共に販売され又は共に使用されることを意図した多数の物品であつて、その各個には同一の意匠又はその変形が適用されているものをいう。

「有用物品」とは、ある実用的機能を有する物品をいい、当該物品のひな形も含む。

「実用的機能」とは、物品に関して、単に美術品又は著作物の基質又は担体として役立つのみに止まらない機能をいう。

「変形」とは、同一の物品又は組物に適用した意匠であつて、互いに実質的な差異がないものをいう。

第 I 部 意匠

登録

第 3 条 登録簿

大臣は工業意匠を登録する工業意匠登録簿と称する登録簿を備えさせるものとする。

第 4 条 意匠登録出願

(1) 意匠の所有者は、最初の所有者か又は後の所有者かを問わず、所定の手数料を納付し、かつ、次のものを含む所定の様式で、大臣へ願書を提出することによって、意匠登録を出願することができる。

- (a) 意匠の図面又は写真、及び意匠の説明書
- (b) 最初の所有者による当該意匠の採用時に、その所有者の知る限り、当該意匠が最初の所有者以外の何人によっても実施されていなかった旨の宣言書、及び
- (c) 所定の情報

代替出願人

(2) 出願の時点で他人が所有者であったことが、大臣の納得を得るまで当該意匠の登録前に立証された場合は、所定の諸条件に従うことを条件として、当該出願は、出願人以外の当該他人によって行われたものとみなす。

第 5 条 登録前の審査

(1) 大臣は、意匠が本法律の登録要件を充足しているか否かを確認するため意匠登録に係わる各出願を審査する。

異論の理由書

(2) 大臣は、意匠が登録要件を充足していないと認定した場合は、登録に対する異論を記載し、かつ、答弁期間を指定した理由書を出願人に送付しなければならない。

出願の放棄

(3) 出願人が当該異論に対して誠意をもって指定期間内に答弁しない場合は、当該出願は放棄されたものとみなす。

出願の回復

(4) 放棄とみなされた出願であっても、出願人が所定の期間内に次の通りにした場合は、回復されるものとする。

- (a) 回復の請求をし、
- (b) 登録の異論に対して誠意をもって答弁し、また
- (c) 回復のため所定の手数料を納付する。

第 5.1 条 保護に対する制限

本法律によって与えられる保護は、次のものには一切及ばないものとする。

- (a) 有用物品に適用されるが専ら物品の実用的機能によって支配される特徴、又は
- (b) 製造若しくは組立てについての何らかの方法又は原理

第6条 意匠の登録

(1) 大臣が登録済みの他の意匠と同一ではない又はそれと混同する程に酷似していないと認定した場合は、大臣は当該意匠を登録するものとし、図面又は写真、及び説明書は、この部によって必要とされる登録証と共に当該意匠の所有者に返却する。

例外

(2) この部の条項の範囲に該当すると大臣には認められない意匠、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害する意匠については、総督に提訴することができることを条件として、大臣は登録を拒絶することができる。

出願遅延についての例外

(3) 大臣はカナダにおける登録出願が次の場合は、意匠の登録を拒絶する。

(a) 本項の施行日以後にカナダでされた出願の場合は、カナダ又は外国における当該意匠の公開後1年を超えているとき、又は

(b) 本項の施行日前にカナダでされた出願の場合は、カナダにおける当該意匠の公開後1年を超えているとき

第29条の不適用

(4) (3)の適用上、第29条は、登録出願の時期判定に当って、適用しないものとする。

第7条 登録証

(1) 登録証は、大臣、特許庁長官又は庁の幹部職員、事務官、若しくは一般職員によって署名されるものとし、当該意匠が本法律に従って登録されたことを記述しなければならない。

登録証の内容

(2) (1)にいう登録証には、登録日、意匠の所有者の名称及び住所、並びに登録番号を記載する。

内容の証拠となる登録証

(3) 登録証は、反証のない限り、意匠、意匠の独創性、所有者の名称、所有者として記名された者が所有者であること、登録の始期及び期間、並びに本法律に対する順法性に関する十分な証拠とする。

署名立証の不要

(4) 本条に従って交付されたとされる登録証については、それに署名したとされる人の署名又は公的身分の立証なしに、あらゆる法廷において証拠として受理されるものとする。

第8条 [削除, 1993, c. 15, s. 16]

排他権

第9条 排他権

工業意匠に係わる排他権は、この部に基づく当該意匠の登録によって取得することができる。

第10条 権利の存続期間

(1) (3)に従うことを条件として、意匠の排他権の存続期間についての限定期間は、当該意匠の登録日に始まる10年間とする。

維持手数料

(2) 意匠の所有者は、当該意匠の登録によって与えられた排他権を維持するため、所定の期間について所定の手数料を特許庁長官に納付しなければならない。

期間の満了

(3) (2)に基づいて納付を要する手数料が規則によって規定された期間内に納付されない場合は、排他権の期間についての限定期間は、当該規定された期間の終了時に満了したものとみなす。

第11条 ライセンスを受けない意匠の実施

(1) 排他権の存続期間中、何人も、当該意匠の所有者のライセンスなしに次のことをしてはならない。

(a) 意匠が登録されており、かつ、当該意匠又はそれと実質的に差異のない意匠が適用された物品について、取引若しくは営業のため製造し、輸入し又は販売し若しくは賃貸し、又は販売若しくは賃貸のため申出し若しくは展示すること、又は

(b) キットから組み立てられる物品について行えば侵害を構成することになる(a)に規定の何らかの事項をキットについて行うこと

実質的な相違

(2) (1)の適用上、相違点が実質的なものか否かを審理するに当たっては登録意匠が以前に公開された意匠と相違する程度を斟酌することができる。

意匠の所有権

第12条 最初の所有者

(1) 意匠の創作者は、当該意匠の最初の所有者である。ただし、当該創作者が合法的かつ有価の約因により他人のために当該意匠を制作した場合はこの限りでなく、この場合は当該他人が最初の所有者となる。

取得権利

(2) 当該所有権に対する他人の権利は、当該他人が取得している権利の範囲にのみ及ぶものとする。

譲渡

第 13 条 意匠の譲渡可能性

(1) 登録済みか又は未登録かを問わず、何れの意匠も権利全体又は非分割部分を証書によって法的に譲渡可能ではあるが、このためには所定の手数料を納付の上、特許庁において記録しなければならない。

意匠を実施する権利

(2) すべての意匠の所有者は、カナダ全域又はその一部において意匠登録期間の残存期間又はその一部の期間、当該意匠を製造、使用及び販売する排他権、並びに製造、使用及び販売する権利を他人に対し許諾する排他権を許諾し又は移転させることができる。

ライセンス

(3) (2)に基づく許諾及び移転は、ライセンスと呼称するものとし、譲渡と同様な方法及び時点で記録をしなければならない。

第 14 条 [削除, 1993, c. 15, s. 20]

侵害訴訟

第 15 条 所有者又は実施権者による訴訟

(1) 排他権の侵害に係わる訴訟については、意匠の所有者又は当該意匠の何らかの権利についての排他的実施権者が、当該意匠の所有者と実施権者との間の契約に従うことを条件として、裁判管轄権を有する如何なる裁判所にも提訴することができる。

所有者の原告適格性

(2) 意匠の所有者は、排他権の侵害に関する訴訟の当事者になり、又は当事者にされるものとする。

第 15.1 条 裁判所の救済付与権

第 15 条に基づく訴訟審理において、裁判所は状況に応じた命令を出すことができる。これには、差止及び損害賠償若しくは喪失利益の回収による救済命令、懲罰的損害賠償命令、並びに侵害された物品若しくはキットの処分命令も含まれる。

第 15.2 条 競合裁判管轄権

連邦裁判所は、次に関して審理し、かつ、判決を下す競合裁判管轄権を有する。

- (a) 排他権の侵害に係わる訴訟、及び
- (b) 意匠権又は意匠に係わる何らかの権利に関する係争事案

第 16 条 [削除, 1993, c. 44, s. 167]

第 17 条 抗弁

(1) 第 15 条に基づく訴訟審理において、被告が訴訟対象行為の時点では当該意匠が登録されていることを関知せず、かつ、推測する合理的事由もなかった旨を立証した場合は、裁判所は差止命令以外の救済方法を裁定してはならない。

例外

(2) 円の中の大文字「D」及び意匠の所有者の名称又は普通略称が次のものの上に表示されていたことを原告が立証した場合は、(1)は適用しない。

- (a) 意匠登録に係わる物品であり、かつ、告訴対象行為前に意匠の所有者によって又はその同意を得てカナダにおいて頒布されたものの全部又は実質的に全部、又は
- (b) それら物品に付随する標札若しくは包装

所有者

(3) (2)の適用上、意匠の所有者とは物品、標札又は包装に表示がされた時点での意匠の所有者とする。

第 18 条 出訴期限

侵害に関する訴訟提起 3 年前に先立ってされた侵害行為については、救済を一切裁定することができない。

第 II 部 通則

第 19 条 [廃止, 2001, c. 34, s. 52]

誤記

第20条 訂正

工業意匠に関する本法律に基づく何らかの証書の作成又は複製時に生じる誤記は、当該証書が無効にするものと解釈してはならない。ただし、発見した時には大臣権限に基づいて訂正することができる。

閲覧

第21条 登録簿の閲覧

(1) 何人も、工業意匠登録簿を閲覧することが許される。

複写

(2) 何人も、登録工業意匠の複写を所定の手数料を納付して入手することができる。

更正及び変更に関する手続

第 22 条 連邦裁判所は記入を更正することができる

(1) 司法長官の情報に基づいて、又は十分な事由のない工業意匠登録簿への記入脱落若しくは十分な理由のない同登録簿への記入によって権利を侵害された者による訴訟時に、連邦裁判所は、同裁判所の適当と認めるところに従い登録簿への記入、記入抹消若しくは記入変更の命令を発し、又は当該申請を却下することができる。

費用

(2) 何れの場合も、連邦裁判所は、訴訟手続に係わる費用に関して同裁判所の適当と認めるところに従い命令を発することができる。

判決される問題

(3) 連邦裁判所は、本条に基づく訴訟手続において、登録簿更正のために決定することが必要又は便宜である問題を判決することができる。

裁判管轄権

(4) 連邦裁判所は本条に基づく訴訟を審理し、かつ、判決を下す専属裁判管轄権を有する。

第 23 条 意匠変更の申請

(1) 登録工業意匠の登録所有者は、本質的でない事項について工業意匠への付加又はその変更を行うことの許可を連邦裁判所に申請することができ、同裁判所は、それが適当と認める条件で許可を拒絶し又は付与することができる。

大臣への通知

(2) 工業意匠への付加又は変更の許可を求めようとする本条に基づく連邦裁判所への申請については、大臣へこれを通知しなければならず、また大臣は、当該申請について審理することができる。

第 24 条 登録簿の更正

工業意匠登録簿への記入、記入抹消若しくは記入変更、又は登録工業意匠への付加若しくは変更を命ずる連邦裁判所の命令についての認証謄本は、同裁判所の書記官が大臣へ伝達しなければならず、登録簿は、その時点で、場合に応じて適宜、当該命令又は命令の趣旨を遵守するように更正若しくは変更され、又は適法に記入されるものとする。

規則

第 25 条 規則

総督は、次に関する規則を制定することができる。

- (a) 意匠の権原を規制すること
- (b) 意匠登録出願の様式及び内容に関する事
- (c) 本法律の運用上、なすことが要件とされるか又は許可される事柄について納付を要する手数料又は手数料の決定方式を規定すること
- (d) 本法律に基づいて納付された手数料の還付に関する事
- (e) 意匠の組物又は変形の登録に関する事
- (f) 優先権主張の確証として提出を要する情報及び書類、並びに主張し、かつ、当該情報及び書類の提出をするための所定の期間を含み、第 29 条に基づく優先権主張に関する事
- (g) 第 29 条に基づく諸出願の優先権の決定を規制すること、及び同条の適用を一般的に規制すること、並びに
- (h) 本法律に基づいて規定されるべきその他の事柄、並びに本法律の目的及び条項の履行について一般的に規定すること

第 26 条-第 28 条 [削除, 1993, c. 15, s. 23]

優先権

第 29 条 外国出願

(1) 規則に従うことを条件として、ある者がカナダにおいて行った工業意匠登録出願であつて、その者又はその者の前権利者が外国において若しくは関して同一工業意匠の登録を先に正規に出願をしたものは、次の場合は、同一工業意匠の登録出願が当該外国において又は関して最初に行われた日にカナダにおいて出願された場合と同様な効力及び効果を有するものとする。

(a) 外国出願が行われた最先の日から 6 月以内にカナダにおいても出願し、かつ

(b) 当該出願人がカナダにおける出願に関して規則に従って優先権を主張し、更にその他所定の要件を遵守している場合

定義

(2) 本条において、

「外国」とは、

(a) 条約、協約又は法律によって、工業意匠登録出願の有効日に関して(1)により付与された特権と同等の特権をカナダ国民に付与している国をいい、かつ

(b) WTO 加盟国を含む。

「WTO 協定」とは、世界貿易機関協定施行法第 2 条(1)による「協定」に与えられた意味を有する。

「WTO 加盟国」とは、WTO 協定第 1 条により定められた世界貿易機関の加盟国をいう。

経過規定

第 29.1 条 権利の更新

(1) 本条施行日前に取得した排他権に関しては、本条施行日直前に有効な第10条を適用する。
抗弁条項の不適用

(2) 本条施行前になされた出願に基づいて登録された意匠に関しては、登録後に意匠の所有者の名称が次の標示により当該意匠適用の物品上に表してある場合は、第17条(1)は、適用しない。すなわち、意匠権所有者の名称を、製品が織布のときは、その一端に文字「Rd.」若しくは「Enr.」、又は「Rd.」及び「Enr.」の両者と共に、また製品がその他の物質のときは、文字「Rd.」若しくは「Enr.」、又は「Rd.」及び「Enr.」の両者と共に標示し、更にその端又はその他便宜な箇所に意匠登録の年を標示する。

標示方法

(3) (2)の適用上、標章を材質自体の上に標示することによって、又は上面に適当な標章を付した標札を製品に取り付けることによって、製品に標章を付けることができる。

経過規定

第30条 先願

(1) (3)に従うことを条件として、本条施行前にされた意匠登録出願は、本条施行直後に有効な本法律の条項に従って取り扱われ、かつ、処理されるものとする。

登録

(2) (3)から(6)までに従うことを条件として、本条施行前にされた出願に基づいて登録された意匠に関して本条施行後に発生する如何なる事項も、当該事項発生時に有効な本法律の条項に従って取り扱われ、かつ、処理されるものとする。

出願要件

(3) 本条施行前に、意匠登録出願が、

(a) 最初の所有者か又は後の所有者かを問わず、当該意匠の所有者により、かつ

(b) 当該出願がなされた時点で有効な第4条に従って、

なされた場合は、その出願は、本条施行直後に有効な第4条に従ってされたものとみなす。

権利更新

(4) 本条施行の3月前に先立って期間の満了した排他権に関しては、本条施行直前に有効な第10条(2)を適用する。

抗弁条項の不適用

(5) 本条施行前にされた出願に基づいて登録された意匠に関しては、登録後に意匠の所有者の名称が次の標示により当該意匠適用の物品上に表してある場合は、第17条(1)は、適用しない。すなわち、意匠の所有者の名称を、製品が織布のときは、その一端に文字「Rd.」若しくは「Enr.」、又は「Rd.」及び「Enr.」の両者と共に、また製品がその他の物質のときは、文字「Rd.」若しくは「Enr.」、又は「Rd.」及び「Enr.」の両者と共に標示し、更にその端又はその他便宜な箇所に意匠登録の年を標示する。

標示方法

(6) (5)の適用上、標章を材質自体の上に標示することによって、又は上面に適当な標章を付した標札を製品に取り付けることによって、製品に標章を付けることができる。